

2018年4月から本格化！待ったなし！手遅れにならないための

『5年超の有期契約者の無期転換』直前対策 キャリアアップ助成金(855万円)セミナー

2013年4月に労働契約法18条が改正され、5年超の有期契約労働者(契約社員・パート)が「期限の定めのない契約にして！」と会社に申し出をした場合、会社は、「NO！」と言えません。2013年4月から5年後、2018年4月に5年が経ちますので、初めて、5年超の従業員が発生します。「契約社員・パートを社員転換が必須？」、「無期契約社員の就業規則は必須？」、「60歳定年以降に雇った人も無期契約？」、「第二定年って何？」等の疑問を解消します。堀下は「無期契約社員・無期契約パート規程」の作成、2018年4月前までに労働局に「高年齢者の無期転換申込権の除外認定申請」提出、「高年齢者用労働条件通知書」作成を推奨します。このセミナーでは、無期転換制度で留意しなければならない点や対策、実務に役立つ支援策について解説いたします。現時点で対策が完了していない経営者や人事労務担当者は必見の内容です。今からでも間に合う実務的ノウハウを提供いたします。

助成金を活用し、従業員の賃金、福利厚生を充実を図ることを推奨します。堀下の賃金戦略の推奨は、同業者比較賃金ミート戦略&同業者より休日・休暇・福利厚生をの少しだけアップ戦略です。キャリアアップ助成金は、6カ月経過した契約社員・パートを正社員に転換した場合、1人57万円、1社1年度15人まで申請(最大年間855万円)できます。助成金の活用戦術も分かりやすくレクチャーします。

講義内容	日時・場所・定員・料金
<ol style="list-style-type: none">1. まず押さえておきたい労働契約法無期転換ルールの基礎知識2. H30年3月までに求められる検討タスクとその進め方3. 具体的なアクション4. 定年継続雇用者に関して求められる有期雇用特措法の計画作成と認定5. 無期転換従業員就業規則作成のポイント6. 超人材不足時代に求められる限定正社員制度の設計と活用法7. 有期契約従業員の正社員登用等の際に受給できるキャリアアップ助成金(1人57万×最大15人=855万)	<ul style="list-style-type: none">■日時 2018年1月30日(火) 14:00~16:00(受付 13:30)■会場 西洲卸団地ホール 浦添市西洲2-6-6 組合会館 2階(堀下事務所の隣)■定員 80名(定員になり次第締め切ります)■受講料 顧問先無料。顧問先以外5,000円

プレゼント ※下記書式一式提供します

- ①準備フロー ②有期労働契約者管理表 ③部署別希望人数把握表 ④無期転換後の方針検討シート ⑤無期転換の代表的な選択肢と概要表 ⑥事前アンケート ⑦やるべきことチェックリスト ⑧無期転換申込書 ⑨無期転換申込承諾書 ⑩雇用契約書 ⑪労働条件通知書 ⑫無期転換社員就業規則

講師 社会保険労務士
堀下 和紀

慶應義塾大学卒業。堀下社会保険労務士事務所(30名)代表者。著書「女性活躍のための労務管理」「ブラック企業VS問題社員」など9冊。自らも過重労働の事務所から残業激減・完全クラウド化・在宅勤務可能なホワイト事務所に変貌させた。<http://horishita.com>

